

AWA J I 島博サポーター登録募集要項

1 募集の趣旨

AWA J I 島博の開催に賛同し、AWA J I 島博実行委員会（以下「実行委員会」という。）とともに、淡路島の魅力、AWA J I 島博に関連する事業やイベント、大阪・関西万博等の様々な取り組みを盛り上げていく法人その他団体又は個人（以下「団体等」という。）を募集し、AWA J I 島博サポーターとして登録する。

2 募集内容

(1) 対象となる団体等

居住地、事業所の場所、活動地域等が淡路島内外にかかわらず、AWA J I 島博の取り組みに賛同する団体等で、次のいずれかの取り組みを実施するもの。

①AWA J I 島博に関連する事業やイベント等の取り組みを紹介、発信し、又は活用する。

- ・実行委員会のウェブサイトと相互にリンクし、AWA J I 島博に関連する事業やイベント等の取り組みを盛り上げるための情報発信を行う。
- ・来客、来訪者に対しAWA J I 島博に関連する事業やイベント等の取り組みの紹介を行う。
- ・業務や活動の一環でAWA J I 島博に関連する事業やイベント等の取り組みを活用、参加し、又は行程に組み込む。

など

②AWA J I 島博参加事業を実施する。

- ・AWA J I 島博に参加し、淡路島内で対象の事業やイベント等の取り組みを実施する（参加事業の承認をもって登録団体等とする〔登録申請不要〕）。

③AWA J I 島博に対して協賛する。

- ・別に定める「AWA J I 島博協賛要綱」に基づき、AWA J I 島博事業を支援するための協賛を行う（協賛金の納入をもって登録団体等とする〔登録申請不要〕）。

※ただし、以下のいずれかに該当する団体等は対象外とする。

- ・法令又は公序良俗に反するおそれがある者。
- ・特定の政治、思想、反社会的活動に関わる者。
- ・暴力行為又は迷惑行為を伴うおそれがある者。
- ・AWA J I 島博の品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げるおそれがある者。
- ・その他会長が不相当と判断する者。

(2) 募集（登録）期間

2025年（令和7年）10月末まで

3 登録のメリット

- ・AWAJI島博のウェブサイト等に登録団体名等を掲載し、広く島内外に周知する。
- ・AWAJI島博のロゴマークを印刷物や所有するウェブサイト等に掲載し、自団体等の事業や取り組みをPRすることができる。
※ ただし、別に定める「AWAJI島博ロゴマーク使用規程」第6条第1項各号に掲げる事項を遵守すること。

4 応募方法

別紙1の申請書を下記申請先へメールで提出すること。

（※ 登録の可否は、別途実行委員会から通知）

5 注意事項

- ・登録団体等の取り組みについては、各団体等が責任を持って実施し、経費負担、トラブル対処等は、登録団体等により対応すること。実行委員会は一切責任を負わない。
- ・対象団体等の該当性を判断するため、実行委員会から問い合わせを行うことがある。
- ・登録後に登録内容を変更する場合は、別紙2の変更申請書を提出すること。
- ・登録後であっても、対象外の団体等であると判明した場合は、登録を取り消すことがある。

6 申請・問い合わせ先

AWAJI島博実行委員会事務局（（一社）淡路島観光協会）

TEL：0799-22-0742 URL：<https://www.awaji-shimahaku.jp/>

メール：info@awaji-shimahaku.jp